

第77回 ISO/TMB (技術管理評議会) 結果報告

経済産業省 国際標準課

基準認証専門官

猿橋 淳子

令和2年4月13日

今回のTMB決議に関して

- 今回のTMB決議09/2020～27/2020に関しては、COVID19がパンデミックになる以前の決議となります。
- そのため、3月中に見直しが行われ決議したTMB決議 28/2020～33/2020によって、当該決議の実施の延期等の各種措置が取れるようになっております。
- 更に、今後の状況次第では当該決議の対応期間の延長等が決議される可能性もあることにご留意いただき、安全な状態での規格開発にご対応いただけるようお願い申し上げます。
- なお、遠隔会議が推奨されておりますが、時差の問題に関してはなくなることはありません。もし、何か困難な事象等が発生しましたら、ご連絡いただければ幸いです。

TMBの任務と議長・メンバー・事務局の紹介

1. 任務

- ISO規格作成に関する管理事務的事項

 - ✓ TC/SC/PCの設置・廃止、議長任命、幹事国割当、ISO/IEC専門業務指針の改訂等

- ISO規格作成に関する戦略的事項

 - ✓ 規格開発の効率化・迅速化、TC/SC戦略ビジネスプランの審議・承認、TC/SC活動の調整・モニタリング等

2. メンバー（出席者）

- TMB議長: Ms. Sauw Kook Choy（シンガポール）

- TMBメンバー（12名）： Mr. Steven Cornish（米）, Ms. Amanda Richardson（英）, Ms. Petra Scharf（独）, Mr. Alain Costes（仏）, Ms. Atsuko Saruhashi（日）, Ms. Karin Lindmark（スウェーデン）, Mr. Anton Shalaev（露）, Mr. Jin Su Chun（韓）＜途中帰国＞, Ms. Merete Holmen Murvold（ノルウェー）, Ms. Mojdeh Rowshan Tabari（イラン）, Dr. Mkabi Walcott（カナダ）, Mr Roy Chowdhury（印）,

※Web参加(コロナ対応)： Mr Chenguang Guo（中）, Ms Julia Bonner Douett（ジャマイカ）

※欠席： 代表不在（墨）

- ISO中央事務局： Mr. Antoine Morin TMB事務局長代理、 Ms Melissa Gibson

- オブザーバー： Mr Ralph Sporer IEC/SMB議長、 Mr Gilles Thonet SMB事務局長

【議題5.1】 ジェンダーを視野に取り入れた規格に関する合同戦略諮問グループ（JSAG）設置①

<背景>

- SDGsゴール5“ジェンダーの平等を達成し、全女性と女兒のエンパワーメントを図る”に関し、貿易関連機関間で機運が高まっている。2019年2月、理事会は、会員及び国際機関のグッドプラクティスを考慮に入れたジェンダー行動計画を策定するよう事務局長に要請（理事会決議11/2019）、2019年9月、理事会で承認（理事会決議59/2019）。なお、本行動計画は5つの優先領域で成り立っており、TMB所掌のアクションは、優先領域3：ISO規格のジェンダー対応性の精査が該当する。
- ISO/CSはTMBが本作業に取り組む戦略諮問グループ(SAG)を設置することを提案した。

<審議内容>

- 性別を視野にいれるとしてもGDでは確認できないが、女性がTC/SC/WGに参加していればいいという問題でもないことを理解すべき。
- ジェンダーの考え方を、各種機関の資料から調査分析することから始めるべき。
- メンバーは女性のみ、学識経験者に偏らないよう規格関係者も入れ、IECと協調が必要。

<結果> 決議番号：9/2020（続く）

- 理事会承認のジェンダー行動計画に留意。以下、任務、期待される成果、メンバーシップでジェンダーの視点を取り入れた規格に関する共同専門諮問グループを2年間設置することを承認。

【議題5.1】 ジェンダーを視野に取り入れた規格に関する合同戦略諮問グループ (JSAG) 設置②

＜結果＞ 決議番号：9/2020（続き）

- 各TMB及びISO理事会、IEC評議会において定期的進捗報告を実施、2021年末までに最終報告、推奨事項を示すように指示。
- JSAGへの代表指名を促進。

＜任務＞

- ・ 規格がジェンダーの視点を取り入れていることを確実化するためのツール作成

＜成果＞

- ・ 規格開発及び改正時にジェンダーに与える可能性がある影響を評価する手順
- ・ 規格開発時に使用するデータがジェンダーの視点を取り入れていることを確実にする方法についてのガイダンス
- ・ 自身の規格がジェンダーの視点を取り入れているものであることを確実化するための委員会向けガイダンス
- ・ 規格開発プロセスのジェンダーの視点の取り入れの改善方法に関するTMBへの提案 例：
ISO/IEC 専門業務用指針の最終的変更点

＜メンバーシップ＞

以下のTMBメンバーが指名するジェンダー専門家 (TMBメンバーにつき最大2名):

- ・ ANSI, BSI, SN, SCC, JISC, AFNOR, KATS, SIS
- ・ IECが指名する専門家

＜リーダーシップ＞

- ・ 共同コンビーナ ISO: Karin Lindmark / 共同コンビーナ IECより参加
- ・ 事務局：ISO/CS (IEC/COとの分担の可能性あり)

【議題6.2.1】 ISO規格開発におけるプロジェクト管理実施に関する タスクフォース11 ①

<背景>

- 2017年2月、TMBはタスクフォース（TF）11「ISO規格開発におけるプロジェクトマネジメントの実施」（決議 22/2017）を作成、2017TMB行動計画の優先分野であるプロジェクト管理について、①ISO/TC内で文化の変化を促進、②即時性に焦点をあてる、③委員会のリーダーシップに寄与するツールとガイドを提供する、④IECと協働を継続しベストプラクティスを共有することを目的とし、活動を継続。
- 2019年12月17日のベルリンでの最終会議にて、作業完了、任務を遂行。

<審議内容>

- Committee Managerだけでなく、議長やコンビーナ、TPMにも前広にe-trainingを受講させるべき。
- E-learningの長さが長いので短縮を検討すべき。
- 現在の18,24,36というトラックに縛られない新しいプロセスを検討すべき。
- 今回作成したE-learning資料などを、他のメンバーでもできるように改正すべき。
（これに関しては、理事会に予算を請求して行う必要があるため、TMB事務局として引き続き検討することとなった。）

【議題6.2.1】 ISO規格開発におけるプロジェクト管理実施に関する タスクフォース11 ②

＜結 果＞ 決議番号：10/2020

- TMB決議22/2017で述べられた最終報告書を提出、当初の業務範囲、予算、期間通り業務を実施したTFに対し感謝。
- 以下の6つのアクションについて承認する。
 - ① 重要業績評価指標、
 - ② 市場ニーズに即した新たな柔軟アプローチ、
 - ③ SDT48撤廃実施、
 - ④ Eラーニング訓練実施、
 - ⑤ 規格類メンテナンス、
 - ⑥ 更なる訓練ニーズ
- TF11解散を決定し、2017年2月から本TFをリードしたコンビナー、TFメンバー、事務局及びISO/CS職員に感謝の意を表明。
- ISOにおけるPMの役割他、訓練を全リーダー向けに改良することを推奨。
- TF11内WG訓練は継続して、訓練要求事項及び開発に積極的に関与できるよう、要請。

【議題6.3.1】 Machine-Readable※規格に関するSAG最終報告 ①

<背景>

- SAGがMachine-readable規格について最終報告書作成（TMB 決議 94/2018）。報告書内容の発表・議論を以下の点について実施：
 - Machine-readable規格使用に関する地域別及び産業別（TC/SCLレベルも含む）レベル経験の交換
 - 重要な分野及び課題
 - 用語及び定義
 - ISOコミュニティ内でMachine-readable規格を実装する手順に焦点を置いたロードマップの作成
- ※ 機械可読では意味を取り違える可能性があるため、Machine-readableのままの記載をSAGメンバーより指摘されている。

<審議内容>

- レポートを読むだけではわかりにくいので説明（発表）が必要。
- SMARTはtechnical format/contentsのことではなく、new type of productの一つ。紙でもPDFでもなく、全く新しい製品（new products）だと考えている。一方、NSBや9 TCが既になんらかのSMARTを持っている。
- ロードマップのスケジュールが楽天的。
- 理事会で、DINがeCI@ssとのパイロットプロジェクトを提案し承認されている。それをSAGとコラボし議論を進めてもよいのではないか。

【議題6.3.1】 Machine-Readable規格に関するSAG最終報告 ②

＜結 果＞ 決議番号：11/2020

- 最終報告書作成に関し、SAGのコンビナー、事務局、全参加者へ感謝の意を表明。SMART規格の実施の重要性を認識。
- 最終報告書に記載されたロードマップにある提案を元に、理事会への最終推奨事項を作成するため、2020年6月開催予定のTMBワークショップ準備につき、SAGコンビナー及びISO/CSに要求。
- 2020年6月TMBワークショップ後、TMBが理事会に推奨事項を示すことに留意し、同SAG最終報告書を承認。
- 以下の任務をもって、SAG業務拡大を決定：
 - DINのeCl@ssに関する提案をどのようにSAGロードマップに取り込むか、TMBの推奨事項を提供
 - ISO/TC、NSB活用事例を元に、SMART規格の実施に関するその他パイロットプロジェクトを推奨。

＜注＞ 本来6月のTMBの際にWSを開催する予定であったが、COVID19の影響によりTMBが遠隔会議になったことを踏まえ、本WSは前倒して5月の遠隔会議で必要最小限の内容で開催する方向で検討中。

【議題6.6.1】 ISOガイド_82規格の持続可能性に対処するための 指針改訂 ①

<背景>

- 国連SDGsに関するTMBTF16の最終勧告に従い、ガイド82_規格の持続可能性に対処するための指針に取り組むため、2018年6月、TMB標準化能力指標等検討作業グループを設置、ガイドの限定的な改正を実施（TMB 決議60/2018）。ISOガイド82:2019として、ダウンロード可能、2019年11月、ISOプレスリリース済み。
- 限定改訂の手続きの間、同WGは与えられた権限では改正に組み込むことが不可能な多くの課題が浮上：
 - ・ プラネタリー・バウンダリー概念の統合の必要性
 - ・ 持続可能性に関する気候変動の重要性の高まりを反映
 - ・ 定義の明確化
 - ・ 予防的アプローチに焦点を合わせ、文書の構造でそれを取り上げ、より強調することを検討
 - ・ 持続可能性の問題の反復的な性質を反映するため、8~4のフィードバックループ(FBL)を追加
 - ・ ISO14700の説明にあるとおり、環境に対する組織の「依存性」を考慮

【議題6.6.1】 ISOガイド_82規格の持続可能性に対処するための 指針改訂 ②

<審議内容>

- 緊急性のある改正事項ではないという議論あり。

<結 果> 決議番号：12/2020

- 同作業グループに感謝の意を示し、推奨事項を留意
- 3年後に同ガイドの全面的改正の必要性を精査し、作業グループの解散を決定。

【議題7.2.1】 中立性原則に対する例外を求める環境ラベル要請 (ISO/TC 207/SC 3, ISO14024:2018及びISO14025:2016)

<背景>

- ISO14024（タイプⅠ環境ラベル）及びISO14025（タイプⅢ環境ラベル）について、ISO-IEC専門業務用指針に適合性評価の側面が盛り込まれる前から、規格の中に第三者検証（Third Party Verification）に関する規定が独自に含まれている
- 現在ISO/TC207/SC3（環境ラベル）では、ISO14024及びISO14025の改正を検討しているが、その場合、ISO-IEC専門業務用指針の第33条（中立性の原則）に従って、これらの第三者検証に関する記載を規格から削除する必要がある、今回ISO/TC207/SC3より、TMBに対し、ISO14024及びISO14025については、ISO-IEC専門業務用指針の第33条の規定の除外（Exemption）であるべきとの申し出が出されたところ。次回TMB会議（2020年6月開始）までに、ISO/TC207/SC3とCASCOとで本件についての解決策について共同で検討し、報告するよう要求中。

<結果> 決議番号：13/2020

- 中立性原則に対する例外を求めるISO/TC207/SC3の要請に留意しつつ。
- 本要請は分離原則違反（ISO-IEC専門業務用指針第2部の箇条33）であり、ISO-IEC専門業務用指針及び適合性評価活動に悪影響をもたらすものであることに更に留意。
- 解決策を見出すため、CASCOと協力、2020年6月開催予定のTMBにて、報告するようISO/TC207/SC3に要請。

【議題7.2.2】天然石及び人工石に関する新しい専門委員会（TC）設置

＜背景＞

- 伊・UNIが「天然石及び人工石」に関するTCを新規設置旨、提案した。
- 2019年10月3日締め切りで、投票が行われ、TMB投票を経て設立が決定。

＜審議内容＞

- 本件はTMB投票でも承認されたものの、天然石と人工石を同じTCで扱うことに異論が多かったため、米・ANSIが幹事国を引き受けるということで2つのTCにすることを提案。
- 欧州のTMBメンバーは、CENでは1つのTC下に2 SC（天然石と人工石）で問題がないためこの形態でいいと主張。
- CENにおいて問題がないから、ISOでも1つのTCでいいという判断はおかしいと欧州以外のTMBメンバーが主張。

＜結果＞ 決議番号：14/2020

- 天然石及び人工石に関する新しいTC設置につき、UNIの提案は可決。
- 天然石と人工石は、異なる特性を持っていることに更に留意。
- 仮にANSIが幹事を務める天然石に関するTC（ISO/TC327）と、UNIが幹事を務める人工石に関するTC（ISO/TC328）の2つのTCを別々に設置することとし、承認のために、それぞれの業務範囲をTMB宛てに提出するよう新TCに要請。
- TS/P284投票時に本業務に関心を示したISO会員にどちらか又は両方の新TCのPメンバーになることに関心があることを確認するため、連絡するようTMB事務局に要請。

【議題7.2.3】 alphaコードを求めるサーク島からの要請に関する ISO/TC 46の決定に対するBSI申し立て

＜背景＞

- ISO3166（国別コード）に関連し、サーク島から要請があったことを契機に、ISO/TC 46「情報とドキュメンテーション」において投票を行ったところ否決された。
- 英・BSIより、ISO/TC 46宛てに提案、ISO3166内維持機関（MA）においても取り上げられ検討されたが否決され、TMBにアピールしたものの。

＜審議内容＞

- ISO3166のMAが条件を変えたということで再度コードの申請を求めたが却下。税金の支払いに問題があり、また、コードが足りなくなるから付与できない！というのには理由にならない、など。
- システムの問題なのか。Sarkに続いてたくさんの島がコードの付与を依頼してきたらどうするのか？600人しかいない島に400の企業がある・・・これは完全に商業的な利用のためであるのではないか？CCTLD（国別コードトップレベルドメイン）をとりたいということは問題ではないのか？どのような背景があるのか再度検討したい。など。
- 商業的な地域に付与するのは問題ではない。

＜結果＞ 決議番号：15/2020

- 国連加盟国ではなくともコードが与えられている島があることに留意し、要請されたコードをサーク島に与えるようISO3166のMAに要請。

【議題7.3】 専門的正誤票に関する制限排除

＜背景＞

- ISO/IEC Directivesに記述されているTechnical Corrigendaの発行制限（3年以内、2回まで）をなくす変更について、JTC 1 より提案されたもの。

＜審議内容＞

- Tech Cor.は、ISOでは制限したため使いやすくなっている。
- NSBによっては専門的正誤表が発行された場合は購入した人に連絡をしている。
- JTC1の場合の専門的正誤表はアプリケーションのバグであり、技術的なerrorとは言えない。例えばスマホで受け取るupdatesのようなものであり、そのため、全体を改正するよりは詳細にバグを指摘した方がユーザーにとって効率的である。
- IEC/SMBとしては、JDMTで議論してほしい。

＜結果＞ 決議番号：16/2020

- ISO/IEC専門業務用指針の見直しに関し、提案をしたJTC 1 に感謝の意を表明。
- 専門的正誤票に関する現在の制限を確認
- JTC1からの提案及びSMB、TMBから寄せられたコメントを検討、TMB及びSMBに対し推奨事項を示すよう要請。

【議題7.4】 REMCOの専門委員会（TC）への移行 ①

<背景>

- ISO/IECの出版物定義の統一のため、TMBが既存のガイドを書くにしたところ、以下の点が判明。
- 更にREMCOは規格開発が行えないため、TCへの移行を提案することになった。
 - TMBG関連
 - Guide 73 : ガイドの内容は、TC 262の標準開発に組み込まれているため、ISが発行された段階で取り下げる。
 - CASCO関連
 - Guide 27、23、60、68 : 23と27については、既に、別のタイプの出版物とするか17030の見直し作業に組み込むことを検討している。60についてもIS化、68についてはパンフレット等への変更を検討中。
 - COPOLCO関連
 - Guide 14、37、41、46 : COPOLCOには、ガイド以外の出版物を発行する権限がない。このため、COPOLCOはPCを立ち上げる手続きを踏むか、パンフレット等他のタイプの出版物に切り替えることを予定している。
 - REMCO関連
 - Guide 30、30DAme、31、33、35、80、85、86、87 : REMCOには、ガイドかTR以外の出版物を発行する権限がなく、規格開発を希望している。

【議題7.4】 REMCOの専門委員会（TC）への移行 ②

＜審議内容＞

- 必要な見直しであれば、承認すべきであり、特段の議論なし。

＜結 果＞ 決議番号：17/2020

- REMCOが発行した及び現在開発中のガイドがISO/IEC専門業務用指針 第2部の箇条3.1.7にあるガイドの定義を満たさないことに留意し、
- REMCOが専門委員会（TC）となることがより適切であると決定し、
- REMCO事務局と協力してTCへの移行に関する提案(Form 1)を作成し、自身のPメンバーからその新しい専門委員会の幹事国を担うことへの関心表明の募集を行うようREMCOに要請し、
- 承認に向けたISO会員に向けた提案(TS/P)の提出の準備をすべて2020年9月までに終わるよう、REMCOへのフォローアップを行うようISO/CSに要請する。

【議題9.1.5】 ISO/CSへの原案提出のための改訂版推奨事項及び ガイドライン

<背景>

- 2019年12月3日～5日にカナダのオタワで開催されたISO Directives メンテナンスチーム(DMT)の会議でDINが提案した原案提出に関するアプリケーションに関する提案。
- DINによる追加内容は、①対象Format追加：CoreDraw (.cdr)、②表記変更：単にfiguresから、technical figuresへ変更、③その他：figure namingの完全なリスト要求。

<審議内容>

アプリケーションであり、他に希望があれば対応するとのことで議論なし。

<結果> 決議番号：23/2020

- 2019年12月3日～5日にカナダのオタワで開催されたISO/IEC合同専門業務用指針メンテナンスチーム(JDMT)及びISO専門業務用指針メンテナンスチーム(DMT)の会議に留意し、DMT推奨事項 09/2019 - ISO/CSへの原案提出のための改訂版推奨事項及びガイドラインを承認し、
- 追加の編集上の変更点に関するDINからの要請を反映するためにISO/CSが提案したTMB WD 9.1.5の附属書8に変更履歴で示されているバージョンを更に承認し、
- 今後は該当することがあっても、ISO/CSがTMBに承認を求めることなく編集上の変更を管理することに同意する。

【議題9.1.6】 附属書SAへの申し立て処理プロセスの追加 ①

<背景>

- 米・標準化機関ANSIとノルウェー・標準化機関SNの牽引のもと、TMBは「倫理と尊敬」を改善し、規格開発においてより敬意を払った環境を作り出すため、行ったアクションの1つが、IEC/SMBと協力してガイダンスおよび苦情処理プロセスの開発である。
- TMBおよびSMBメンバー、ならびにISO/CSおよびIEC/CO職員は、作成された苦情処理プロセス文書に関するコメントを提出し、TMBおよびSMBの10人が参加し、原案文書改正した。
- ISO/IEC Directives Part 1に含めるように、2019年12月にJDMT会議に提出したが、IECとしては、もう少し議論したいということで、ISO Supplementへの記載となった。
- 本件が切望されているTC等があるため、DMTからは、TC/SCに対して、即時発効を通知して、プロセスを直ちに実装することを推奨している。

<審議内容>

- 既にJDMTで議論があったため、特に議論なかったが、IECでも早急に本文書がDirectivesの一部になることが期待される旨の発言あり。

【議題9.1.6】 附属書SAへの申し立て処理プロセスの追加 ②

＜結 果＞ 決議番号： 24/2020

- TMB WD 9.1.7の附属書 9に示されている不正行為及び行動規範(規範)違反に対処するためのガイダンス及びプロセス文書の即時発効を承認し(ISO TC/リソースライブラリ/ISOポリシーにて入手可能になる予定)、
- 次版のISO/IEC 専門業務用指針 第1部・ISO 補足指針統合版(附属書 SA)にこの不正行為及び行動規範(規範)違反に対処するためのガイダンス及びプロセスへのリンクを含めることを承認し、
- この不正行為及び行動規範(規範)違反に対処するためのガイダンス及びプロセスが直ちに発効することを専門業務コミュニティに知らせるようISO/CSに要請する。

【議題10.1】 JTC 1に関するTMB/SMB合同タスクフォース ①

＜背景＞

- 2019年6月のSMB/TMB共同会議において、JTC1から学ぶためのTFを設置することが提案された。まずはJoint TFのスコープ、どのように活動するか、コンビーナ、メンバーの決定が求められ、2020年1月に決定。
- 本TFの目的は、JTC 1の標準化活動から学び、ISO/IECに効果的な方法、他のTCでも利用できるグッドプラクティス、適用できるようなアイデアを提供。必要に応じて、JTC 1にも検討してもらおう。但し、彼らに新しい構造などを提案することではない。

＜審議内容＞

- 遠隔会議に主要メンバーが参加していたため、議論特になし。

＜結果＞ 決議番号：25/2020（続く）

- 2020年1月8日に開催された遠隔会議の結果に留意し、以下の業務範囲で、JTC 1に関するTMB/SMB合同タスクフォースの設置を承認し、
 - ・ 市場ニーズの評価、協働及び内部ガバナンスに関連するJTC 1の教訓及び最良実施事例を精査
 - ・ JTC 1の有効性を確保するために構造、業務範囲及び内部ガバナンスを強化し、その価値を高める方法を検討
 - ・ JTC 1補足指針とISO並びにIEC補足指針の合致の観点で成し遂げられた進捗を評価

【議題10.1】 JTC 1に関するTMB/SMB合同タスクフォース ②

＜結 果＞ 決議番号： 25/2020（続き）

- 2020年1月8日に開催された遠隔会議の結果に留意し、以下の業務範囲で、JTC 1に関するTMB/SMB合同タスクフォースの設置を承認し、IEC/SMBに賛同を促す。（再掲）
 - その他のIECとISO委員会との交流を深める方法を識別
 - SMB及びTMBによるJTC 1の管理のための最良実施事例又はプロセスを識別
- 以下の同合同タスクフォースの構成に留意し、
 - コンビナー: Russell Reefer (IEC SMBメンバー)
 - 事務局: TMB及びSMB事務局
 - 構成: 各機関から最大8名、できれば様々な地域から参加
- TMBメンバーからSCC、DIN、SIS、GOST R、SN、BSI、ANSI、JISCを任命し、
- 2020年9月の会議までにTMBに、2020年10月の会議までにSMBに報告するよう同合同タスクフォースに求めた。

【議題9.2】 水平規格類 ①

<背景>

- ISOとIECで水平規格が共通ではないことが認識されたことにより、JDMTは、TMBとSMBに、ガイド108をベースにして共通プロセスの提案を作成する共同グループを設立することを推奨した。
- ISO/CSは、両組織にわたる水平規格類／出版物の概念とプロセスを合理化するための共同グループの設立を支持する。ISOとIECで異なる基準の異なるプロセスは市場（規格ユーザと規格ライターの両方）の混乱を招く可能性を指摘。
- IEC内の現在のプロセスは、主に専門委員会から提出された要求のSMBによる承認を中心に展開している。SMBへの要求では、委員会はその規格がIEC/ガイド108記載の要件を満たしていることを確認する必要がある。

<審議内容>

- 全く緊急性もないので共同グループを設置する意味もない。
- 考え方の違いではないか。議論する必要がある。
- ISO: processに優先順位あるが、criteriaをシンプルなものにしたい。
- IEC: processに優先順位はあるが、既にcriteriaはGuide 108がある。

【議題9.2】 水平規格類 ②

＜結 果＞ 決議番号： 26/2020

- 2019年12月にJDMTで行われ、JDMT推奨事項 19/201912に反映された水平規格類／出版物に関する議論の結果に留意し、
- ISOの水平規格類の概念がIECの水平出版物の概念とおおむね合致することを認識し、
- 水平規格類の識別要請のための以下のプロセスを直ちに立ち上げ、
 - 提案者が要請書式‘ISO水平規格類の識別’をTPMに提出する
 - TPMは同要請が決められた基準を満たすか評価する
 - 評価に関して提案者とTPMの間に意見の相違がある場合は、検討のためにTMBに送る
- ISOとIECの経験及び見識を両方の技術評議会に共有し、2021年2月までの更なる合致の可能性にむけた次の段階に関して協働することを決定する。

March 26th TMB遠隔会議について

開催の背景について

- 2020年のCOVID 19の拡大により、ISOとして6月末までの対面会議を延期もしくは中止するよう指示したことを踏まえ、各種の対応措置をとるために、3月26日にTMB遠隔会議を行いました。
(注 先日の会長会議により、7月末までに延長となりました)
- その上で、必要な措置として、以後の28～33/2020までを決定しました。
- これらは今回の状況が改善されるまで一ヶ月に一度見直しを行い、必要に応じて延長や終了となります。
- 以下、背景は同じであるため、割愛いたしました。

【March 26th TMB遠隔会議】 COVID-19 – 委員会支援の一般アプローチ

<審議内容>

- もし状況が変わらないようであれば再延長もある。
- これを悪用して規格開発を遅らせるようなことにしてはならないためモニターも重要。

<結 果> 決議番号： 28/2020

- 我々がこの例外的な状況で直面する課題及びこれが委員会のポートフォリオ管理及び規格開発期間に与える可能性がある影響を認識し、必要に応じて自身の業務計画に優先順位をつけるために、自身のポートフォリオの評価を行うよう委員会に奨励し、
- 以下を条件に、2020年6月30日まで委員会が例外的な“休止ステータス (hold-status) ”を要請してよいことを承認し、
 - プロジェクトの“休止ステータス”に関する提案は4週間の委員会内部投票(CIB)で承認されなければならない。
 - “休止ステータス”期間は6か月間とする。
 - “休止ステータス”はTPMの支援のもと、定期的に見直されることになる。委員会はいつでもプロジェクトの“休止ステータス”を外すことを要請してよい。この決定は委員会のリーダーシップチーム(議長及び委員会マネジャー)がコンビーナ及び/またはプロジェクトリーダーと協議の上行い、委員会に通知することが望ましい。問題が発生したら、委員会は2週間のCIBで決定しなければならない。
- この決定を2020年6月1日に見直すことに同意する。

【March 26th TMB遠隔会議】 CD投票期間

＜審議内容＞

- 現在開始されている投票の期限を延ばすなどの措置を取るべき。
- この状況をTPMはきちんとモニターすべきだが、対応する案件が多いので大丈夫か懸念も表明された。（TMB事務局より、対応するとの回答）

＜結 果＞ 決議番号： 29/2020

- COVID-19に関連する現在の状況により、CD投票期間決定において委員会に一層の柔軟性を与える必要があることを認識し、
- ISO/IEC 専門業務用指針 箇条 2.5.2で、専門委員会の合意に従い、CD投票期間を8、12または16週間とすることがすでに認められている(8週間がデフォルト)ことに留意し、
- 委員会のPメンバーがCD投票を箇条 2.5.2のいずれかの期間に延長することを要請してよく、この要請は受け入れられなければならないことを承認し、
- この決定を2020年6月1日に見直すことに同意する。

【March 26th TMB遠隔会議】 ISO補足指針 箇条 2.1.6.2 – 6か月の 取り消し猶予

<審議内容>

- 本件に関しては、2019年12月のDMTでの推奨事項のため、今回のDirectivesへの変更は行わない方がよい、という意見が多数。

<結 果> 決議番号： 30/2020（色があるので、画像で対応。）

TMBは、

COVID-19の状況により、追って通知があるまですべての会議が仮想で行われることを考慮し、

DMT推奨事項 01/2019が提案し、2月の会議でTMB決議 27/2020によって承認されたISO補足指針 箇条2.1.6.2に対する以下の変更点の実施の決定を保留することを決定し、

DISの登録の期限 (段階 40.00) 又は発行期限(段階 60.60) の目標期日を過ぎている場合に達する前に、委員会は6か月以内に以下のアクションのうちいずれか一つを採用することを決定しなければならない。

...

6か月たつて期限後も上記のアクションのいずれも取られない場合、プロジェクトはISO事務局によって自動的に取り消さなければならない。そのように取り消されたプロジェクトは、ISO/TMBの承認を得た場合のみ復活させることができる。

これらの変更点を2020年5月に発行されるISO補足指針の次版で考慮しないことをISO/CSに求め、

この決定を9月のTMB会議で見直すことに同意する。

【March 26th TMB遠隔会議】規格開発トラック 48 (SDT 48) の撤廃の実施

＜審議内容＞

- 48ヶ月のトラックを残すべきではないか。
- 一方、決議 55/2019（2019年6月TMB）において、当該トラックは削除することになっていたため、削除は妥当。しかし、COVID 19の影響を踏まえ、延長は認めることとすべき。

＜結 果＞ 決議番号： 31/2020

- TMB決議 55/2019の推奨1によって承認された2020年版のISO補足指針でのSDT 48の
- 撤廃に関する以下の実施ガイドランを承認する。
- SDT 48プロジェクトについては
 - 2020年5月1日現在SDT 48で登録されているすべてのプロジェクトに対して、2020年5月終了後9か月の延長を要請することを許可する。
- SDT 36プロジェクトについては
 - 2020年5月1日現在SDT 36で登録されているすべてのプロジェクトに対して、2020年5月終了後9か月の延長を要請することを許可するが、SDT48を選択することは許可しない。

【March 26th TMB遠隔会議】 会議通知

<審議内容>

- 遠隔開催の会議の場合であれば、VISA等の準備が不要。であるならば、会議開催通知は短縮できるのではないか？
- 会議開催通知は短縮してもよいが、関連文書の送付の期限は国内での議論のために適切な期間が必要であり、安易に短縮はすべきではない。

<結 果> 決議番号： 32/2020

- COVID-19の状況により、追って通知があるまですべての会議が仮想で行われることを考慮し、
- 短い時間の会議をより多く行うことが必要となる可能性の高い仮想での業務に合わせるために会議通知期間を適応させることができることに同意し、
- 2020年6月30日まで、以下の通知期間が仮想で行われる会議に適用できることを承認し、
 - ・ 仮想での全体会議に対して、8週間の会議通知
 - ・ 仮想での作業グループ会議に対して、4週間の会議通知
- この決定を2020年6月1日に見直すことに同意する。

【March 26th TMB遠隔会議】 対面会議の会議通知

＜審議内容＞

- 今後、COVID 19が収束し、対面会合が開催できるとなった際に、会議通知期間にフレキシビリティを持たせてもいいのではないかと。
- VISA等の問題もあるので、安易に短縮はできないが、主催者と協議の上であれば、ある期間短縮も可能。

＜結 果＞ 決議番号： 33/2020

- COVID-19の状況により、追って通知があるまですべての会議が仮想で行われることを考慮し、
- 対面会議が再び可能となり次第、通常の活動の再開に際して、一層の柔軟性を与えるために、ISO/IEC専門業務用指針 箇条 4.2.1.3に示されている会議通知期間を短縮することが望ましいことに同意し、
- 2020年12月31日まで、主催者と協議の上で会議通知期間を12週間に減らすことができることを承認し、
- この決定を9月のTMB会議で見直すことに同意する。

ISO/IEC Directives関係の決議

本件は、別の発表者が予定されていることから、ここでは付属書として掲載します。

【議題9.1.1】 DMT推奨事項関連ではないDMTからの要処理事項

＜背景＞

- 以前にTMB 26/2019で決議されたイタリック体の利用についての議論。

＜審議内容＞

- 特に議論なし。

＜結果＞ 決議番号：18/2020

- ISO DMT報告にある以下の項目を承認する。
- 項目 10 – ISO規格に出てくるイタリック体の用語
 - TMB決定 26/2019が正しく実施されていることをISO/CSレベルで監視する。ISO規格に出てくるイタリック体の用語に関してこれ以上TMBから適用を制限する必要はない。
 - 文書内では規格で定義されている用語のみイタリック体で表記することができる。その他の用語が文書内において適切にイタリック体で表記されることを確実にすることは委員会の責任である。

【議題9.1.2】 JDMTによるアクションのための決定の採択

<背景>

- 商標またはトレードマークは規格中の言及は不可。そのため、IEC/ISOは、トレードマークの言及はいかなる推薦（endorsement）も表していないことを述べる明確な声明が必要であることがIECから提案されたもの。
- しかし、既にISO/IEC Directives Part2に記載があることから今回の決議となった。
- Profiles”の意図は、単一の規格において活動のブロックを生み出すこと。標準化における”profiles”の使用についてISO/IEC共通の定義を作成することが必要との提案。

<結果> 決議番号：19/2020

- ISO/IEC JDMTにおける議論を踏まえ、以下のアクションのための決定を承認し、IEC/SMBに賛同を促す。
- JDMTアクション決定 01/201912 – 商標（Trademarks）
 - JDMTはISO/IEC専門業務用指針 第2部の箇条31がすでにこの問題に対処していることに注意を促す。JDMTは第2部に関して、ニーズを更に検討し、必要ならば次のJDMT会議で検討するために提案を作成するようISO及びIECの専門家に要請する。
- JDMTアクション決定 02/201912 – “プロファイル”（Profiles）
 - プロファイルの定義及びガイダンスのISO/IEC専門業務用指針 第2部への組み入れを目指すことを検討するようJDMTに求める。JTC 1にこの件(ISO TR 10000)で連絡を取るようIEC CO及びISO/CSに促す。

【議題9.1.3】 ISO/IEC専門業務用指針 第1部の変更に関する2019年JDMT 推奨事項の採択 ①

<背景>

- 2019年12月3日～5日にカナダのオタワで開催されたISO DMTの会議での推奨事項の採択のため、特段の議論なし。

<結果> 決議番号：20/2020

- ISO/IEC 専門業務用指針 第1部の変更点を承認する以下の推奨事項を承認し、IEC/SMBに賛同を促す。
 - JDMT推奨事項 01/201912 – SyCの略語 – “SyC システム委員 (IEC)”の略語をまえがきに追加する
 - JDMT推奨事項 02/201912 – 国際“Committees”用語 – これまで存在していなかった用語“Committees”を、TC、SC、SyC及びPCを指す用語として取り入れ、文書全体で同変更を実施する
 - JDMT推奨事項 04/201912 – 委員会国際幹事の予定外の会議の欠席及び委員会決定の記録 – 前書きのポイント e)を削除し、箇条1.9.2の変更を承認する
 - JDMT推奨事項 05/201912 – 作業グループ – 作業グループはコンセンサスによって運営され、親委員会に推奨事項を示すということを明確にするために箇条1.12.1を変更する

【議題9.1.3】 ISO/IEC専門業務用指針 第1部の変更に関する2019年JDMT 推奨事項の採択 ②

＜結果＞ 決議番号：20/2020（続き）

- ISO/IEC 専門業務用指針 第1部の変更点を承認する以下の推奨事項を承認する。
 - JDMT推奨事項 06/201912 - 作業グループに招待されるゲスト - その国の利害関係者関与プロセスを守るゲストの国代表組織に知らせるといった要求事項を追加するために箇条1.12.2を変更する
 - JDMT推奨事項 07/201912 - 専門委員会間のリエゾン - ISO補足指針の箇条1.15及び1.15.1をISO/IEC専門業務用指針 第1部に含める
 - JDMT推奨事項 08/201912 - リエゾン構築手順 - リエゾン構築手順はすべてのリエゾンカテゴリに適用され、カテゴリA及びBだけではないことを明確にするために、箇条1.17及びその細分箇条を変更する
 - JDMT推奨事項 09/201912 - 発行段階での最終精査 - 発行段階での誤りの訂正を明確にし、用語“印刷(print)”を“発行(publish)”に変えるために、箇条2.8.1を変更する
 - JDMT推奨事項 10/201912 - ISO特許声明書書式 - ISO規格の序文にある既知の特許に関して使用者への注意喚起を削除するという特許ポリシーグループが示した推奨事項を承認したTMB決議 79/2019を受け、箇条2.14.2及び附属書I (箇条 II.2)を変更する

【議題9.1.3】 ISO/IEC専門業務用指針 第1部の変更に関する2019年JDMT 推奨事項の採択 ③

＜結 果＞ 決議番号：20/2020（続き）

- ISO/IEC 専門業務用指針 第1部の変更点を承認する以下の推奨事項を承認する。
 - JDMT推奨事項 11/201912 – 作業グループ会議通知 – 対面会議の場合（6週間）に対して、全面的な遠隔会議のための事前の通知（4週間）を明確にするために箇条4.2.2.1を変更する
 - JDMT推奨事項 12/201912 – ガイド – 投票期間及び承認基準 – ガイドの投票期間を他の規格類に適用される8週間の翻訳/作成期間と12週間投票に合わせるために、箇条A.5.1の本文を調節する
 - JDMT推奨事項 13/201912 – 附属書 B – 形態5 – 一体化したリエゾンで発行される規格には、現在記述されている一方の組織のロゴだけでなく、両組織のロゴが与えられることを明確にするために、箇条 B.4.2.9の本文を変える
 - JDMT推奨事項 14/201912 – 選択肢の簡易図 – PAS原案作成と受理を別々の段階として示すために、附属書F 箇条F.1 選択肢の簡易図を変更する
 - JDMT推奨事項 15/201912 – 迅速法による手順の見直し – 提案者リスト(F.2.1.1)に提案者として“委員会幹事国”を追加する

【議題9.1.3】 ISO/IEC専門業務用指針 第1部の変更に関する2019年JDMT 推奨事項の採択 ④

＜結 果＞ 決議番号：20/2020（続き）

- ISO/IEC 専門業務用指針 第1部の変更点を承認する以下の推奨事項を承認する。
 - JDMT推奨事項 16/201912 – MSSに関する附属書 Mと附属書L – 2020年5月に発行されるISO/IEC専門業務用指針 第1部から附属書 Mと附属書Lを削除し、これらをISO 補足用指針に戻す
 - JDMT推奨事項 17/201912 – 附属書L – 附属書L 箇条L.9.4. ポイント8の更新
 - JDMT推奨事項 22/2019 – 作業グループ任務 – 箇条 1.12.1の作業グループに割り当てられる特定の任務に対して予備段階及び照会段階を追加する

【議題9.1.3】 ISO/IEC専門業務用指針 第1部・ISO補足指針統合版の変更に関する2019年DMT推奨事項の採択 ①

<背景>

- 2019年12月3日～5日にカナダのオタワで開催されたISO DMTの会議に留意し、ISO/IEC専門業務用指針 第1部・ISO補足指針統合版の変更点を承認する以下の推奨事項を承認する。

<審議内容>

- 特に議論なし。

<結果> 決議番号：27/2020（続く）

- DMT推奨事項 01/2019 – 規格開発トラック SDT 48関連アクションの撤廃
 - TPM及びCMへの最終警告はプロジェクト期日前2週間以内に送付され、反応がなければ、プロジェクトは取り消される
 - 目標期日プランナー及び関連ISO書式を更新する
- DMT推奨事項 02/2019 – 発行段階での最終精査 – 発行前に最終精査があることを明確にするために、ISO補足指針 箇条2.8.1の変更を承認
- DMT推奨事項 03/2019 – 追補 – 追補は国際規格に適用される(TS/PASには適用されない)ことを明確にするために、ISO補足指針 箇条 2.3.1、2.9.1、2.9.3.2、2.9.3.3の変更を承認

【議題9.1.3】 ISO/IEC専門業務用指針 第1部・ISO補足指針統合版の変更に関する2019年DMT推奨事項の採択 ②

<結 果> 決議番号： 27/2020 (続き)

- DMT推奨事項 04/2019 – まえがき – 戦略的事項(例：規格の適用範囲または委員会の業務範囲の変更もしくはプロジェクトの割り当て)に関しては、正式な委員会決定前に委員会メンバー内の議論を最初に行うことが望ましいということを明確にするために、ポイント e)の変更を承認
- DMT推奨事項 05/2019 – WGコンビーナのITツールに関する知識 – 附属書 SQ (箇条SQ.3.1.4)の変更を承認
- DMT推奨事項 06/2019 – 軽微な改訂 – 軽微な改訂は国際規格にのみ適用されることを明確にするために、箇条 2.9.1の変更を承認
- DMT推奨事項 07/2019 – 附属書 SH (規定) 図記号の標準化のための手順 – ISO/TC 145が提案した表 SH.1及びSH.2の訂正を承認
- DMT推奨事項 08/2019 – 会議議事録 – 明確化 – 会議議事録は必須であることと、発行の期日を明確にするために、附属書 SQ (箇条 SQ.3.2.4)及び附属書 SK (箇条 SK.4)の変更を承認

【議題9.1.3】 ISO/IEC専門業務用指針 第2部の変更に関する 2019年JDMT推奨事項の採択

＜背景＞

- 2019年12月3日～5日にカナダのオタワで開催されたISO/IEC合同Directivesメンテナンスチーム（JDMT）での推奨事項の採択のため、特段の議論なし。

＜結果＞ 決議番号：21/2020

- ISO/IEC専門業務指針 第2部に関する以下の推奨事項を承認し、IEC/SMBに賛同を促す。
 - JDMT推奨事項 18/201912 – 2021年に向けた専門業務用指針第2部の改訂 – 2021年に向けた専門業務用指針第2部の新版の作成を承認
 - JDMT推奨事項 21/201912
 - ISO/IEC専門業務用指針 第1&2部の変更点を提案するJTC 1の貢献 – 専門業務用指針第2部の今後の改訂で以下の項目に対処：
 - Attachment 1 – より適切な目次の容認、
 - Attachment 2 – コンマと小数点の使用、
 - Attachment 3 – 数式、図及び表、
 - Attachment 5 – JTC 1の規格に出てくる変数名、
 - なお、Attachment 4: ISO規格での“must”の使用については、JDMTは自身の二一ズを更に確認するようJTC 1に促す。

【議題9.1.4】 附属書 SN及び登録機関（Registration Authority）協定 テンプレート(RAAテンプレート)の更新及びISO理事会への 改訂に関する例外的要請 ①

<背景>

- 現在の附属書SN『RAポリシー』は、2017年3月に理事会決議9/2017で採択された。同時に、RAに関する理事会AHGから出た多くの推奨事項も同時に採択された。TMBは、2017年2月にTMB決議18/2017により附属書SNを承認し、推奨事項は、ISO補足指針の2017年版に含めることを承認した。
- 一方、2017年半ばに、ISO/TC 46/SC 9『情報とドキュメンテーション - 識別及び記述』は、附属書SNの変更案を提出した。これは2017年11月のDMTに提出され、TMB決議28/2018により、附属書SNが新設後未だ数か月間しか経っていなかったため、2019年のDMT会議で変更を検討することを決定した。2019年8月、ANSIのTMB代表は、附属書SNと登録機関協定（RAA）テンプレートの修正案を提出した。

<審議内容>

- General Data Protection Regulationは遵守はされているかという問があり、確認された。
- IEC/SMBからは、JTC 1としては問題なし。他のTCにも適用したいので次のDirectives Part1には、ISO/IEC共通項目として掲載できるようにしたい。

【議題9.1.4】 附属書 SN及び登録機関（Registration Authority）協定 テンプレート(RAAテンプレート)の更新及びISO理事会への 改訂に関する例外的要請 ②

＜結 果＞ 決議番号：22/2020

- 附属書SN及びRAAテンプレートに対して多くのコメントが専門業務用指針メンテナンスチーム(DMT)に提出されたことを想起し、DMTが附属書SN及びRAAテンプレートに関連する一連の基本原則に関して合意したことに留意し、DMTが、同基本原則に沿って附属書SN及びRAAテンプレートの改訂作業を行った登録機関作業グループ(RA WG)を設置したことに更に留意し、
- 同基本原則を承認し、
- ISO/IEC専門業務用指針第1部・ISO補足指針統合版の2020年5月版の発行日をもって有効とする更新版附属書SN及びRAAテンプレートを更に承認し、
- 高い市場ニーズがある場合、最新版のテンプレートを使ってRAAが締結されるまで改訂版規格の発行を停止する規則に対する例外に関する委員会からの要請をTMBが直ちに承認できるようにすることを2020年6月の会議で理事会に求めることに同意し、
- JTC 1規格の登録機関に対して使われていることを鑑み、更新版RAAテンプレートへの同意を確認するようIECに求めることを要請する。

ありがとうございました

経済産業省～「標準化・認証」の紹介ページ

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/kijyun/index.html>

日本産業標準調査会ホームページ

<http://www.jisc.go.jp/>